

(市町村広報掲載依頼原稿)

「平成 28 年度幡多広域特産品等県外発信支援事業」のご案内

幡多広域市町村圏事務組合では、幡多広域ふるさと市町村圏基金を活用して、圏域内の地場産品の P R 及び消費拡大を促進するため「幡多広域特産品等県外発信支援事業」により補助金を交付しています。この事業は、圏域内に事務所を有する事業者が行う圏域内の特産品等の地産外商・県外販路拡大を目的とする事業です。

【補助対象者】

- ①幡多広域内に本社又は主たる事業所を有する中小企業法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者
- ②その他組合長が認める団体
- ③当該年度 1 回（平成 27 年度に補助を受けた事業者も応募できます。ただし新規事業者優先）

【補助対象経費】

イベント出店料、特産品等送料、チラシ代、宿泊費、交通費、高速道路使用料その他組合長が必要と認めるもの

【補助条件等】

- ・ 出展期間中、原則 5 千人以上の集客が見込めるイベント等
- ・ 幡多広域ガイドの配布・P R
- ・ 市町村補助金・負担金を除き、県等の公的機関から補助金等の助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象経費とする。

【補助限度額】

- ・ 近畿、中国、九州地方：50 千円以内
- ・ 中部地方以北：100 千円以内

※ 詳しくは、幡多広域市町村圏事務組合ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】

幡多広域市町村圏事務組合（幡多クリーンセンター）

☎0880-31-2600

ホームページ：<http://www.hata-e.co.jp/~hatamap/>